

第7 感染症患者の移送のための体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

市長が入院を勧告した患者または入院させた患者の医療機関への移送に当たっては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生およびまん延時に積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、地方公共団体における役割分担や、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託を図ることが重要となります。

2 感染症患者の移送のための体制確保の方策

- (1) 本市は、感染症の患者の移送について、平時から関係部局間で連携し、役割分担、人員体制の整備を図ります。
- (2) 本市は、函館市消防本部（以下「消防本部」という。）と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象および感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議します。
- (3) 本市は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備えるため、市立函館保健所に移送に必要な車両を確保するほか、民間移送機関の活用について、あらかじめ検討します。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする者の移送については、高齢者施設等の関係団体とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。
- (4) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症の患者または疑似症患者ならびに新感染症の所見がある者もしくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から関係者を含めた移送訓練や演習を定期的に計画し、実施するよう努めます。

3 関係機関および関係団体との連携

本市は、法第21条（法第26条第1項または第2項において準用する場合も含む。）に規定する一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症または法第47条に規定する新感染症に関する移送を行うに当たり、消防本部と連携する場合には、市立函館保健所において入院調整を行う等、円滑な移送が行われるよう努めます。また、平時から消防本部に対して

医療機関の受入れ体制の情報を共有する枠組みを整備するよう努めます。

さらに、消防本部が傷病者を搬送した後、当該傷病者が法第12条第1項第1号に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の患者または無症状病原体保有者もしくは厚生労働省令で定める五類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者および新感染症にかかっていると疑われる者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防本部に対して、当該感染症に関し適切に情報等を提供することが重要となります。